

表 5-4 吐水空間

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合						
1.7d'+5	近接壁 1 面の場合			近接壁 2 面の場合			
	壁からの離れ			壁からの離れ			
	3d 以下	3d を超え 5d 以下	5d を超えるもの	4d 以下	4d を超え 6d 以下	6d を超え 7d 以下	7d を超えるもの
	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5	3.5d'	3.0d'	2.0d'	1.7d'+5

※ d : 吐水口の内径 (mm)、d' : 有効開口の内径 (mm)

※吐水口断面が長方形の場合は長辺を d とする。

※あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。

※吐水口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具・水受け容器のあふれ縁との空間を吐水口空間とする。

5. 5 【有効容量】

受水タンクの有効容量は、第 4 章の計画 1 日使用水量を基に以下により算出する。

- 1 計画 1 日使用水量の 2 分の 1 を標準とする。
- 2 配水管の水圧に著しく影響を及ぼす場合は夜間給水とし、その場合の有効容量は計画 1 日使用水量を標準とする。
- 3 高置タンクの有効容量は、計画 1 時間最大給水量の 2 分の 1 を標準とする。
- 4 副受水タンクの容量は、1 立法メートルを標準とする。

〈解説〉

受水タンクの有効容量を決定する基礎は、当該施設の計画 1 日使用水量である。

第 4 章により、当該施設の計画 1 日使用水量及び計画 1 時間最大給水量を求め、有効容量を算出する。

- 1 受水タンクの有効容量は、計画 1 日使用水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 とされているが、本市では、10 分の 5 (2 分の 1) を標準とする。ただし、使用時間など使用状況を考慮して 10 分の 4 から 10 分の 6 の範囲で判断すること。
- 2 給水時間を制限するため、使用水量を考慮して計画 1 日給水量の 10 分の 10 を標準とする。
- 3 高置タンクについては、計画 1 時間最大給水量の 0.5 時間分を標準とするが、高置タンク内に水が滞留するおそれがある場合には他の計算方法 (建築設備設計基準等) で算出すること。
- 4 副受水タンクは、受水タンクへの中継タンクであるため大容量は必要としないため 1 立法メートルを標準とする。

表 5-4 吐水空間

近接壁の影響がない場合	近接壁の影響がある場合						
1.7d'+5	近接壁 1 面の場合			近接壁 2 面の場合			
	壁からの離れ			壁からの離れ			
	3d 以下	3d を超え 5d 以下	5d を超えるもの	4d 以下	4d を超え 6d 以下	6d を超え 7d 以下	7d を超えるもの
	3.0d'	2.0d'+5	1.7d'+5	3.5d'	3.0d'	2.0d'	1.7d'+5

※ d : 吐水口の内径 (mm)、d' : 有効開口の内径 (mm)

※吐水口断面が長方形の場合は長辺を d とする。

※あふれ縁より少しでも高い壁がある場合は近接壁とみなし、近接壁 1 面、2 面の場合の数値による。

※吐水口端面があふれ面に対し平行でない場合は、吐水口端の最下端と衛生器具・水受け容器のあふれ縁との空間を吐水口空間とする。

5. 5 【有効容量】

受水タンクの有効容量は、第 4 章の計画 1 日使用水量を基に以下により算出する。

- 1 計画 1 日使用水量の 2 分の 1 を標準とする。
- 2 配水管の水圧に著しく影響を及ぼす場合は夜間給水とし、その場合の有効容量は計画 1 日使用水量を標準とする。
- 3 高置タンクの有効容量は、計画 1 時間最大給水量の 2 分の 1 を標準とする。
- 4 副受水タンクの容量は、1 立方メートルを標準とする。

〈解説〉

受水タンクの有効容量を決定する基礎は、当該施設の計画 1 日使用水量である。

第 4 章により、当該施設の計画 1 日使用水量及び計画 1 時間最大給水量を求め、有効容量を算出する。

- 1 受水タンクの有効容量は、計画 1 日使用水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 とされているが、本市では、10 分の 5 (2 分の 1) を標準とする。ただし、使用時間など使用状況を考慮して 10 分の 4 から 10 分の 6 の範囲で判断すること。
- 2 給水時間を制限するため、使用水量を考慮して計画 1 日給水量の 10 分の 10 を標準とする。
- 3 高置タンクについては、計画 1 時間最大給水量の 0.5 時間分を標準とするが、高置タンク内に水が滞留するおそれがある場合には他の計算方法 (建築設備設計基準等) で算出すること。
- 4 副受水タンクは、受水タンクへの中継タンクであるため大容量は必要としないため 1 立方メートルを標準とする。